

広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月19日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

**広島県公安委員会規則第14号**

**広島県公安委員会決裁規則の一部を改正する規則**

広島県公安委員会決裁規則（平成22年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「(昭和24年法律第108号)の規定による営業の不許可及び営業許可の取消し」の次に「(同法第6条第3号又は第4号の規定によるものを除く。)」を、「営業認定の取消し」の次に「(同法第8条第3号又は第4号の規定によるものを除く。)」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、平成29年1月4日から施行する。